

【令和7年度】

放課後児童健全育成事業

下関市放課後児童クラブ

入会及び利用のご案内

【夏休み期間限定】



《目次》

I 入会のご案内

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 児童クラブの概要 | P. 1～3 |
| 2. 入会手続きについて | P. 3～4 |
| 3. 必要書類について | P. 4～6 |
| 4. その他 | P. 6 |

II 利用のご案内

- | | |
|------------------|---------|
| 5. 児童クラブの利用にあたって | P. 7～8 |
| 6. 児童クラブ一覧 | P. 9～10 |

はじめにお読みください

- 児童クラブは、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。
- このご案内は、児童クラブの入会手続等についての説明が記載されています。
お申込みの前によく読んで、その後も大切に保管してください。
- 事実と異なった内容の申請書、証明書を提出された場合は、入会取消しとなりますのでご承知ください。

I. 入会のご案内

1. 児童クラブの概要

(1) 対象児童

下関市内の小学校に就学している児童及び下関市に住所を有し下関市以外の小学校に就学している児童で、保護者（父母等）が就労等により常時留守になっている家庭の児童が対象です。

(2) 入会要件 **※入会要件に変更があった場合は、各児童クラブへ連絡してください。**

- ①衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことが概ね一人ででき、期間（7/22～8/23）を通じて児童クラブの利用が必要であること。
※児童の健康面、生活面での配慮の必要性（アレルギーの有無、集団生活への不安）、障害者手帳等の有無、特別支援学級への在籍状況及び通級指導教室への通級状況等をお聞きします。
- ②児童クラブ保育料に滞納がないこと。
※児童クラブ保育料に滞納がある場合は、その都度督促状等にてお知らせしております。滞納がないことを確認のうえ、申請してください。
- ③次に掲げる理由により、保護者のいずれもが昼間児童の世話を十分できないと認められること。
 - ア 居宅外で労働することを常態としていること。
（月～金曜日のうち週3日以上又は月12日以上（日曜日は除く）、原則として正午時点で家庭に不在であること。ただし、夜間勤務の場合は、勤務終了時間に通勤にかかる時間と8時間（睡眠時間）を加えた時間が正午以降であり、家庭での児童の保育が困難な理由があること。）
※育児休業中は、児童クラブをご利用できません。また、育児休業明けの入会申請でも入会を約束するものではありません。
 - イ 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
（日数や時間は「ア」と同じ。）
 - ウ 妊娠中又は出産後間がないこと。（出産予定月の前月から5ヵ月間で必要な期間）
 - エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - オ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
 - カ 就業を目的とした職業訓練、学校への就学をしていること。（日数や時間は「ア」と同じ。）
 - キ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - ク 上記「ア」から「キ」のほかに、特に市長が必要と認める状態にあること。

※入会要件に該当していても、対象児童について、集団生活が困難であると認められるなど、児童クラブの管理運営上支障がある場合は、入会できない場合があります。

(3) 主な活動内容

みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣及び遊びを通じての自主性、社会性、創造性を身に付ける手助け、連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換などを行います。

※学校や塾とは違いますので、特別な技術を教えたり、学習指導はしていません。

(4) 入会期間及び開設時間

入会期間：7月22日（火）から8月23日（土）

開設時間：午前8時から午後6時30分まで（土曜日は午後6時まで）

※土曜日及び8月13日（水）から8月15日（金）は、近隣の児童クラブと合同保育を行います。

※天候の悪い日などは、児童の安全性を考慮して早めに帰宅を促したり、お迎えをお願いする場合があります。

※児童が全員退出し保育が終了した際は、開設時間を短縮する場合があります。

(5) 閉級日（閉所日）

①日曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③その他市長が定める日

(6) 保育料

利用にかかる費用は児童一人につき次のとおりです。（令和7年4月1日時点）

利用区分	金額
基本利用（月曜日～金曜日）	月額 4,000 円
基本利用＋土曜日	月額 5,000 円
夏季休業期間（7月22日～8月23日）加算	2,600 円

※納付方法は原則、口座振替となります。

※利用日数にかかわらず、月額保育料をいただきます。

※料金の引落しは利用月の末日です。（金融機関が休業日に当たる場合は翌営業日）

※夏季休業期間の加算金は8月分の保育料に加算されます。

※おやつ代、事務教材費が別途必要です。（3ページ参照）

※万一の事故に備えて加入する保険料掛金の一部（200円）を年度で1回ご負担いただきます。

＜保育料の減免＞ （注意：おやつ代及び事務教材費の減免はありません）

減免の理由	減免額	必要書類
①生活保護世帯	保育料の 1/2	・放課後児童クラブ保育料減免申請書 ・生活保護受給者証の写し
②市民税非課税世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯	保育料の 1/2	・放課後児童クラブ保育料減免申請書 ・令和7年度市県民税所得課税証明書【原本】（世帯全員分） ・中国残留邦人等自立支援給付受給世帯の方は、非課税証明書ではなく、受給世帯と確認できるものの写し
③児童2人以上が同時に入会している場合 ※2人目以降の児童が対象	保育料の 1/2	・放課後児童クラブ保育料減免申請書 ※2人目以降の児童について減免申請書の提出が必要です ※学年が一番上の児童を基準として、学年が下の児童を減免の対象とします

《市民税非課税世帯の減免について》

市民税非課税世帯とは、令和7年度の市民税非課税の世帯が対象となります。（令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入に基づく課税状況で判定します。）

減免申請書を提出する際は、令和7年度の市県民税所得課税証明書（市民税が非課税と確認できるもの）の原本（世帯全員分）を添付してください。

※（令和7年度の証明書は令和7年1月1日に住所のある市区町村が発行します。詳細は当該市区町村にお問い合わせください。下関市の場合は6月1日より発行が可能です。）

《減免申請書の提出期間について》

減免申請書は、25日までに提出されたもの（日曜、祝日の場合は翌日）が翌月からの適用となります。7月分の保育料から減免を希望される場合は、6月25日（水）までに児童クラブに申請してください。

※市民税非課税世帯の方は、所得課税証明書の発行が可能となる6月1日から6月25日までが申請期間となります。

※2人目移行の児童についての減免申請書は、入会申請書提出時に併せてご提出ください。

(7) おやつ代、事務教材費

利用にかかる費用は児童一人につき次のとおりです。

①おやつ代 利用日数×50円

②事務教材費 1,000円

※夏季休業期間のみ入会する児童は、事務教材費1,000円を7月19日（土）までに児童クラブへ納めてください。おやつ代については、夏季休業期間の利用日数×50円を利用される月の最後の日に徴収（精算）します。

2. 入会手続きについて

受付期間	令和7年5月8日（木） ～ 令和7年6月6日（金）
受付場所	入会希望の児童クラブ
受付時間	【月～金】午後1時30分～午後6時 【土】午前9時～午後5時30分 ※上記受付時間のうち、平日はなるべく児童の多い時間帯（午後3時頃～午後5時頃）を避けてお越しください。保育状況により、お待ちいただく場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。 ※事前に入会希望の児童クラブへ連絡してください。ただし、学校行事等で臨時に開級時間を短縮したり、休みにする場合がありますので、児童クラブに連絡がつかない場合は、子育て政策課までお問い合わせください。 ※日曜日及び祝日は受付を行っていません。
入会決定	令和6年7月上旬【文書にて通知】 ※電話によるお問い合わせにはお答えできません。

★学年や各家庭の状況により入会の選考をいたしますが、各児童クラブの入会児童数の状況により入会できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※入会期間（夏季休業期間）終了後は自動的に退会となります。（退会届の提出は不要）

《入会申請に関する注意事項》

- ① 必ず保護者の方が直接書類を提出してください。（原則郵送による申請は受付出来ません。）
- ② 受付期間内に必要添付書類が提出できない場合は、事前に児童クラブにご相談ください。
- ③ 申請後に転居により希望する児童クラブを変更する場合は、「児童クラブ入会申請取下げ届」を提出後、新たに希望する児童クラブへ再度「児童クラブ入会申請書」を提出してください。
※添付書類を新たにお取りいただく必要はありませんが、勤務先（雇用主）が変わる場合は、変更後の「雇用（内定）証明書」の提出が必要となります。
- ④ 申請書の記載事項、添付書類により、入会要件の審査を行います。必要に応じてご自宅や勤務先に確認の連絡、追加書類の提出を依頼することがあります。
- ⑤ 児童クラブの入会申請を取下げの場合は、速やかに子育て政策課又は児童クラブへ「児童クラブ入会申請取下げ届」を提出してください。
- ⑥ 入会決定通知以降に利用を辞退する場合は、速やかに子育て政策課又は児童クラブへご連絡のうえ、「児童クラブ退会届」を提出してください。ただし、児童クラブ保育料等をお支払いいただくことがありますのでご注意ください。
- ⑦ 提出された書類等は、返却できません。

《障害等により特別に支援が必要な児童について》

入会相談又は申請時に児童クラブでお子様と共に面接等の聞き取りを行い、必要に応じて職員を追加で配置し対応します。

なお、お子様の適切な環境については、関係機関と情報共有して整えてまいります。

また、障害児通所支援事業として、授業の終了後等に支援が必要と認められた就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」もあります。詳細は障害者支援課（電話 231-1920）までお問い合わせください。

3. 必要書類について

(1) 児童クラブ入会申請チェックリスト

チェックリストの各項目を必ず確認し、該当欄をチェックしてから入会申請書類と一緒に児童クラブへ提出してください。

(2) 児童クラブ入会申請書

申請日時点の状況を漏れがないよう記入してください。

申請者は「下関市 Web 口座振替受付サービス又は下関市放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書の納入義務者及び口座名義人」となります。（「申請者」＝「納入義務者」＝「口座名義人」）

※家族状況の「父母」とは、内縁や事実婚による保護者を含みます。

※祖父母等と同居している場合は、世帯の別に関係なく「同居の家族」の欄に必ず記入してください。

※兄弟姉妹で同時に入会希望の申請をする場合は、1 枚の申請書で申請が可能です。

※住所変更や転職等で入会申請書に記入した内容（住所、同居家族、就労状況等）に変更があった場合は、「児童クラブ記載事項変更届」の提出が必要です。また、転職の場合は、あわせて雇用（内定）証明書の添付が必要となります。

(3) 添付書類（入会を希望する理由を証明するための書類）

保護者それぞれについて証明書が必要です。添付書類が揃わない場合は、入会申請の受付はできません。なお、兄弟姉妹等で同時に入会申請をする場合は、児童1人分で構いません。

入会要件	必要書類
就労（ア、イ）	雇用（内定）証明書若しくは自営業状況書【所定様式】 ※就労先が複数ある場合、原則全ての就労先のものを用意してください。勤務時間等が不規則（シフト制等）で、入会要件を満たさない勤務がある場合は、直近3ヵ月の勤務内容がわかるもの（シフト表等）を添付してください。 <u>※土曜日利用希望の場合は、月1回以上土曜日勤務があることが確認できる必要があります。</u>
妊娠中又は出産後（ウ）	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）
疾病、負傷、障害（エ）	主治医の意見書【所定様式】
同居の親族を常時介護（オ）	看護・介護等申告書【所定様式】及び障害者手帳等の写し
職業訓練、学校への就学（カ）	在学証明書の原本（期間がわかるもの）及びカリキュラム等 ※書類の余白に通学時間を記入してください。
災害復旧等（キ）	罹災証明の写し及び復旧の状況がわかるもの
上記以外に、これらに類するものとして市長が認めること（ク）	上記以外の理由で保育が困難な状態等がわかるもの

※雇用（内定）証明書に雇用契約終了日が記載されており、「期限到来後の更新の有無」が「無」又は「未定」である場合や入会申請希望期間中の雇用が証明されていない場合は、雇用契約更新後、速やかに雇用契約更新に伴う雇用（内定）証明書の提出をお願いします。

※雇用証明遅延申立書等で入会申請した場合の添付書類の提出期限は、雇用証明遅延申立書等をお渡しする際にお伝えします。

(4) 保育料口座振替の手続き

保育料の納付は、原則口座振替となります。次のいずれかにより事前の手続きをお願いします。

※平成27年4月以降に入会履歴があり、その際に登録されている口座を利用する場合、再度の手続きは不要です。（入会申請者と口座名義人が同一人物の場合に限る。）

※口座名義人、銀行、支店等を変更する場合は、改めての手続きが必要です。

※申立書で入会申請した場合の提出期限は、申立書をお渡しする際にお伝えします。

※必ず先に口座振替の手続きを行ってから入会申請書類等を提出してください。

① 下関市 Web 口座振替受付サービスによる手続き

児童クラブ保育料の口座振替に係る手続きを Web 上で行うものです。
右記のQRコードをスマートフォン等で読み込むと下関市のホームページに繋がります。同ページ内に受付サイトへのリンクがありますのでお進みいただき、以降は画面上の案内に従ってお手続きください。
※又は、下関市のホームページ内の検索欄から「放課後児童クラブ 口座振替」と入力して検索してください。



《取扱金融機関》

山口銀行、西中国信用金庫、ゆうちょ銀行、山口県農業協同組合、西京銀行

② 下関市放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書による手続き

金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」のお客様控の写しを入会申請書に添付してください。

《取扱金融機関》

山口銀行、西中国信用金庫、ゆうちょ銀行、山口県農業協同組合、西京銀行、みずほ銀行、三井住友銀行

※上記金融機関に口座をお持ちでない方は、入会申請時までに口座の開設をお願いします。

(5) 個人情報に関する同意書（特別に支援が必要な児童）

児童を安全・安心にお預かりするために、障害等により特別に支援が必要な児童（特別支援学級に在籍している若しくは入級を考えられている児童も含む。）については、個人情報に関する同意書を必ず提出してください。必要に応じて、教育委員会等の関係機関から、児童が安全に過ごすための情報提供を受けます。

また、「個人情報に関する同意書」とともに、ア～ウの書類を添付してください。

ア 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 医師の診断書の写し

ウ 特別支援学級の在籍証明書

4. その他

(1) 入会決定について

入会決定は7月上旬で、入会が決定した場合は、児童クラブから電話で連絡をいたします。

入会日までに必ず児童クラブにて入会説明を受けてください。

※児童クラブより入会に伴う書類の配付や提出書類をお願いすることがあります。

(2) 入会承認期間について

入会承認期間は、令和7年8月23日（土）までとなります。

※上記期間以降の利用については、再度入会申請の手続きが必要となります。

(3) 入会保留について

児童クラブの受入れ可能人数を超える入会申請があり、審査の結果、入会をお待ちいただく場合は、「児童クラブ入会保留通知書」を送付いたします。なお、入会辞退者等が発生した場合は、順次入会のご案内をいたしますが、上記承認期間内に入会できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 入会の不承諾について

児童クラブ保育料に滞納がある等、入会要件を満たさず不承諾となった場合は、「児童クラブ入会不承諾通知書」を送付いたします。

(5) 入会決定の取消しについて

次に該当する場合は、入会の決定を取り消す場合があります。

①児童クラブ保育料を正当な理由なく2ヵ月以上にわたり滞納した場合

②入会の申請に虚偽又は不正があった場合

③他の児童や支援員に対する暴力行為や、心身に障害があり、集団生活に支障があると判断される場合

④頻繁な無断欠席や開設時間外のお迎え（ただし、児童の入院等の止むを得ない事情は除く。）等、児童クラブの管理運営上に支障がある場合

Ⅱ. 利用のご案内

1. 児童クラブの利用にあたって

児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に開設しています。

ご利用にあたっては、仕事が休みなどで保護者が在宅の場合は、できる限り家庭で過ごすようにしてください。

(1) 送迎の時間等について

- ・児童クラブへのお迎えは、児童の安全を考え、原則保護者又は代理人（成人）が行ってください。
- ・児童クラブからの下級時刻が午後 5 時を過ぎる場合は、必ずお迎えをお願いします。また、午後 5 時までは、児童のみによる帰宅（1 人帰り）も可能です。

・児童クラブの閉級時刻は午後 6 時 30 分（土曜日は午後 6 時）となっておりますので、必ず閉級時刻までに児童クラブを退出できるよう、お迎えに来てください。【時間厳守】

※お迎えの遅れは児童クラブの円滑な運営に支障をきたすため、閉級時刻までのお迎えにご理解ご協力をお願いします。（開設時間外のお迎えが度重なる場合には、入会決定を取り消す場合があります。）

- ・保護者のお迎えが間に合わない場合は、ファミリーサポートセンター（下記参照）等の利用もご検討ください。
- ・緊急の事情により予定の時間までにお迎えができない場合は、速やかに児童クラブへ連絡してください。
- ・土曜日及び学校の休業日は、開級時刻は午前 8 時からとなっています。開級時刻前に児童だけを児童クラブの入口前で待たせることがないようにしてください。

●下関市ファミリーサポートセンター

住所：下関市南部町 1-1 下関市こども未来部子育て政策課内

電話：083-233-7632

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く）

・利用する場合は、あらかじめ会員登録が必要です。

・運転免許証等の本人確認書類を持参し、子育て政策課にてお手続きください。



(2) 連絡の徹底

- ・欠席や下級時刻などの変更は、必ず保護者から支援員に連絡をしてください。

※連絡事項の確実な把握のため、児童による口頭での連絡はしないでください。

- ・児童クラブは連絡帳等を使い、保護者と支援員との連絡が行えるようにしていますので、ご活用ください。

(3) 児童クラブの開級について

①悪天候（台風等）の対応について

暴風警報等が発令された場合は、状況により、児童クラブの活動を停止する場合があります。その際には各児童クラブより保護者に連絡しますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。全員のお迎えが完了次第、児童クラブは閉級します。

また、前日までに児童クラブを閉級することを市役所子育て政策課で決定した場合は、各児童クラブより保護者に電話等で連絡します。

②地震発生時の対応について

ア 市内で震度 5 強以上の地震が発生、又は警戒宣言が発令された場合

- ・保護者又は代理人（成人）は、状況次第ですが、原則、直ちに児童クラブへお迎えに来てください。

※児童は避難所が開設され次第、避難所へ移動します。その場合は児童クラブ入口にその旨の掲示をします。

イ 上記以外の場合

- ・状況に応じて 1 人帰りを中止し、保護者又は代理人（成人）にお迎えをお願いする場合があります。

③インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルスを含む）の対応について

複数児童の感染が確認された場合は、状況により、児童クラブを閉級とする場合があります。

（４）再登級の禁止について

- ・児童クラブでは、児童の安全を第一に考え、児童クラブに登級した児童と退出した児童の確認を徹底することにより、在室児童を把握しております。
- ・在室の確実な把握を行うため、児童クラブから一旦退出した後は再登級ができません。
※夏季休業期間中に学校敷地内で行われるスポーツ少年団やプールでの活動については、再登級を認める場合がありますので、児童クラブ支援員へご相談ください。

（５）昼食の用意について

- ・必ず昼食を持たせてください。昼食を忘れた場合、児童クラブで手配することはできません。

（６）緊急連絡先の徹底について

- ・児童が病気やケガをするなど、児童クラブでの活動に参加できない状況となった場合は、保護者宛に直ちに連絡をしますので、お迎えをお願いします。
- ・緊急時の連絡のため、児童在籍簿（入会決定後配付）の連絡先には、保護者の勤務先以外に、保護者の携帯電話、保護者に代わりお迎えを依頼できる方の連絡先などを必ず記入してください。

（７）医療行為について

- ・投薬等の医療行為については、原則、児童クラブでは対応することができません。服薬についても、児童自身で行っていただきます。薬の用途や服薬時間を事前にお知らせいただければ、児童に服薬を促すことはできます。

2 児童クラブ一覧 (令和7年4月1日時点)

クラブ名	所在地		電話番号
文関 (1)	下関市上田中町1-14-1	文関小学校内	090-7504-8765
文関 (2)			080-5626-9579
関西	下関市関西町12-1	関西小学校内	090-7504-8767
桜山	下関市上新地町2-5-10	桜山小学校内	090-7504-8768
向山 (1)	下関市向山町14-1	向山小学校内	090-7504-8770
向山 (2)			080-5626-9605
養治	下関市本町2-6-1	養治小学校内	090-6836-0863
名陵 (1)	下関市名池町10-1	名陵小学校内	090-7504-8766
名陵 (2)			090-8242-8785
西山	下関市彦島迫町5-13-21	西山小学校内	080-6334-5534
江浦	下関市彦島江の浦町3-4-1	江浦小学校内	090-7504-8773
角倉	下関市彦島角倉町3-5-5	角倉小学校内	090-7504-8774
向井	下関市彦島向井町2-20-1	向井小学校内	090-7504-8775
本村	下関市彦島本村町3-16-1	本村小学校内	090-6836-0864
豊浦 (1)	下関市長府亀の甲2-2-1	豊浦小学校内	090-7504-8776
豊浦 (2)			090-8243-2352
豊浦 (3)			080-5626-9588
長府 (1)	下関市長府松小田北町14-1	長府小学校内	090-7504-8777
長府 (2)			080-5626-9609
王司 (1)	下関市王司神田6-9-1	王司小学校内	090-7504-8778
王司 (2)			080-5626-9560
清末 (1)	下関市清末西町1-6-1	清末小学校内	090-7504-8779
清末 (2)			080-5626-9611
小月 (1)	下関市小月西の台6-1	小月小学校内	090-7504-8780
小月 (2)			080-5626-9614
王喜	下関市王喜本町2-12-30	王喜小学校内	090-6836-0865
生野	下関市幡生本町7-14	生野小学校内	090-7504-8771
山の田 (1)	下関市山の田中央町13-1	山の田小学校内	090-7504-8772
山の田 (2)			090-7504-8769
山の田第二	下関市山の田南町12-1		080-5235-8724
一の宮 (1)	下関市一の宮住吉1-8-1	一の宮小学校内	080-6334-5561
一の宮 (2)			080-5626-9613
熊野 (1)	下関市熊野西町10-1	熊野小学校内	080-6334-5582
熊野 (2)			080-6316-4117
熊野 (3)			080-6343-1507

クラブ名	所 在 地	電話番号
川中 (1)	下関市伊倉本町19-1 川中小学校内	090-7504-8781
川中 (2)		080-6343-1501
川中 (3)		080-6343-1508
川中西 (1)	下関市古屋町2-9-1 川中西小学校内	090-7504-8782
川中西 (2)		080-5753-2958
垢田	下関市新垢田西町1-1-1 垢田小学校内	090-7504-8783
安岡 (1)	下関市安岡町3-5-5 安岡小学校内	090-7504-8784
安岡 (2)		080-6262-7791
安岡 (3)		070-8685-3015
安岡 (4)		070-8685-3016
勝山 (1)	下関市秋根上町2-2-1 勝山小学校内	080-6334-5563
勝山 (2)		080-6307-3635
吉見	下関市吉見里町1-8-1 吉見小学校内	080-5620-3980
内日	下関市大字内日下1031 内日小学校内	090-2009-2901
きくがわ	下関市菊川町大字下岡枝9-2 旧菊川青年交流館内	080-6343-1502
豊東	下関市菊川町大字上大野10020-1 豊東小学校内	080-6343-1509
豊田下	下関市豊田町手洗285-1 豊田下公民館内	080-6343-1503
西市	下関市豊田町大字矢田132 西市小学校内	090-7548-5414
室津	下関市豊浦町大字室津下152-1 室津小学校内	090-8243-2337
誠意	下関市豊浦町大字黒井2200 誠意小学校内	080-6343-1504
川棚 (1)	下関市豊浦町大字川棚3642 川棚小学校内	090-8243-2328
川棚 (2)		080-6261-8625
小串	下関市豊浦町大字小串617 小串小学校内	080-6343-1505
豊北	下関市豊北町大字滝部1200 豊北小学校内	080-6343-1506

※「クラブ名」内の数字は、クラス数を指しています。

下関市子ども未来部子育て政策課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
【TEL】083-231-1431